○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(抄

(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)

(特定事業を営む会社に対するこの規則の適用)

まで、第七十九条から第九十八条の二まで及び第百 様式 式会社又は指定法人が法の規定により提出する財務諸 則 及びその法令又は準則 ものとする。 合又は当該事業の 表の用語 十八条までの規定にかかわら 会社又は指定法人が、 (以下 、及び作成方法については、 別 記に掲げる事業 準 様式 ただし、 則 所管官庁この規則に準じて制定した財務諸 という。 及び作成方法について特に法令の定めがある場 金融庁 に 当該事業の所管官 定め ( 以 下 )がある場合には、 ず、 0 ない 第六条、 長官が必要と認めて指示した事項 「別記事業」という。)を営む その法令又は準則の定めによる · 事 項についてはこの 第十一条 庁に提っ 当該事 から第七十七条 1十条か 出 表の する財務諸 業 木を営む 限りでな ら第百 用 語 表準 株 株

別記[第二条・第百十九条]

一~八 (略)

九水運業

十~十九 (略)

外 航 船 舶 建 造 融資利 子 補 給 臨 時 措 置 法 (抄

昭

和二十八年法

律

第

号)

(会社に対する勧告等)

十条 て、 又は業務若しくは経理の監査をすることができる。 その他経 般金融機関に対し利子補給金を支給することとなつているもの又 は現に国庫納付義務残高が存するものに対し、 当該利子 運輸大臣は、利子補 理 の改善若しくは不当な競争の 補給契約により現に政府が日本政策投資銀行又は 給契約に係る融資を受けた会社 排除について 不当な経 勧 理の是正 一であ

○外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行規則(抄)

(昭和二十八年運輸省令第五十一号)

 $\mathcal{O}$ ぞれ当該各号の とするときは、 第十五条 ればならない。 内容について報告すれば足りる。 大臣が定めるものについては、 法第十条第一項の会社は、 ただし、 その内容に 額が十億円未満である場合におけるも 第二号から第四号までに掲げる事項でそれ ついてあらかじめ 事後において、 次に掲げる事項を実施 運輸 四半期ごとに、そ 大臣に報告しなけ のであつて しよう 運

一~九 (略)

別  $\mathcal{O}$ 3 定めるところにより、 告示で定める様式により作成しなければならない。 前 項第一号に 掲げる書類 前 項第一 なは、 二号から第九号までに掲げ 運輸 大臣 が 告 示する財 務諸 る書類 は

# ○海運企業財務諸表準則(現行)

(昭和二十九年運輸省告示第四百三十一号)

最終改正:平成一八年八月三日号外国土交通省告示第九一九号

#### 目次

第一章 総則(第一条—第三条の五)

第二章 損益計算書 (第四条—第一五条)

第三章 株主資本等変動計算書 (第十六条—第二十三条

第四章 貸借対照表 (第二十四条-第六十七条)

第一節 総則 (第二十四条·第二十五条)

第二節 資産 (第二十六条-第四十八条)

第三節 負債 (第四十九条 - 第五十九条の四)

第四節 純資産 (第六十条—第六十六条)

第五節 雜則 (第六十七条)

第五章 附属明細表 (第六十八条—第七十条)

#### (附則)

## 第一章総則

する。
」という。)は、この告示の定めるところにより作成するものと書、貸借対照表及びこれらの書類の附属明細表(以下「財務諸表第一条 海運業を営む株式会社の損益計算書、株主資本等変動計算

2

前

項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社

《二条 財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に

適合したものでなければならない。

二 利害関係人に対して経営及び財政の状況に関する判断を誤ら一 経営成績及び財政状態に関する真実の内容を表示すること。

せないために必要な会計事実を明瞭に表示すること。

を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続し三 会計処理の原則及び手続については、正当な理由により変更

て適用されていること。

四 財務諸表に記載すべき事項で同一の内容のものについては、

各時期を通じて、同一の表示方法を採用すること。

五 その他一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うこ

会社が、 子会社」とは、 以下「意思決定機関」という。)を支配している会社をい 方針を決定する機関 ものを含む。)をいう。以下同じ。)の財務及び営業又は事業の 合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当する 該他の会社等も、 この告示において「親会社」とは、 他の会社等の意思決定機関を支配している場合に 当該他の会社等をいう。 その親会社の子会社とみなす。 (株主総会その他これに準ずる機関 親会社及び子会社又は子 他の会社等 (会社、 をいう。 おける 組

ない。 とは、 していないことが 若しくは事業上の 次 0) 各号に掲げる会社をいう。 が明ら 関 係 かであると認められる会社 からみて他の会社等の意思決 ただし、 財 務上 は、 定機関を支配 この 又 は 限りで 営 業 上

ないと認められる会社等を除く。 に準ずる会社等であつて、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 決定を受けた株式会社、  $\mathcal{O}$ いずれ 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社 他 一の計算において所有している会社であつて、 他の会社等の議決権の百分の四十以上、 規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これら (平成十四年法律第百五十四号) 規定による再生手続開 この会社 かの要件に該当する会社 等 (民事再生法 破産法 始の決定を受けた会社等、 かつ、有効な支配従属関係が存在し (平成十一年法律第二百二十五 (平成十六年法律第七十五号) 以下この項において同じ。 の規定による更生手続開 百分の五十以下を自 かつ、 会社更生 次に掲げ 号) 始 法

者及び自己の意思と同 1) 自己の意思と同  $\mathcal{O}$ している者が所有 自己の計算において所有している議決権と自己と 資 **金**、 決 権の 技術、 過半 数 取引等において緊密な関係があることによ ※を占め  $\mathcal{O}$ てい 内容 0 Ć る議決権とを合わせて、他の会社 内容の議決権を行使することに同 の議 いること。 決権を行使すると認められ 出 人 る

これらであつた者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事ロ 役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又は

該 業 他 0 この会社: 方 針 0 等の取締 決定に関 役会その して影響を与えることができる者が、 他これ に準ずる機 関  $\mathcal{O}$ 構 成 員 当  $\mathcal{O}$ 

ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方 過半数を占めていること。

針

0

決定

ホ 金 支配する契約等が存在すること。 額 において同じ。 保 れているものに限る。 証 その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが に合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)。 他 技術、 及び担保の提供を含む。 の会社等の資金調達額 取引等において緊密な関係のある者が行う融資の )を行つていること(自己と出資、 <u></u>の 総額の過半について融資 (貸借対照表の負 以下この号及び第四項 債 0 部 第二号 に 人事、 (債務 計 上さ 資 口

測される事実が存在すること。

資金、 でに掲 て議決権を所有していない場合を含む。 者が所有している議決権とを合わせた場合 己の意思と同一  $\mathcal{O}$ 権 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、 意思と同  $\mathcal{O}$ 過半 技術、 げ るい 数を占めている会社であつて、 ずれ 0) 取引等において緊密 の内容の議決権を行使することに同意している 内容の議決権を行使すると認められる者及び かの要件に該当する会社 な関係があることにより自己 か に他の会社等の (自己の計算にお 前 号口 か 5 議 人事 ホ ま VI

を有する場合には、当該子会社を含む。)が、出資、人事、資金、3 この告示において「関連会社」とは、会社(当該会社が子会社

できる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及

は、 営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることがで きないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。 しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の かつ、 の 開始の決定を受けた株式会社、 前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は 始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、 自己の計算において所有している場合 て重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除 方針 .始の決定を受けた会社等、 子会社以外の他の会社等(民事再生法の規定による再生手 次の各号に掲げる場合をいう。 以下この頃において同じ。)の議決権の百分の二十以上を 当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対し の決定に対して重要な影響を与えることができる場合と 会社更生法の規定による更生手 破産法の規定による破産手続開 ただし、 財務上又は営業上若 財 務及び 続 続

一十未満を自己の計算に 子会社以外の 役員、 営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることがで れらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務 次に掲げるいず 業務を執 他 の会社等の議決権の百分の十五以 行 れ す カゝ る社員若しくは使用人である者、 の要件に該当する場合 おいて所有している場合であつて、 Ĭ, 百 又は 分 か  $\mathcal{O}$ 

役又はこれらに準ずる役職に就任していること。きる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締

子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行つている

口

ること。 の会社等に対して重要な技術を提供していい。子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供してい

他の営業上又は事業上の取引があること。

二 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその

推測される事実が存在すること。
方針の決定に対して重要な影響を与えることができることがホーその他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の

資金、 者が所有している議決権とを合わせた場合 己の意思と同 か 会社等の議決権の百分の二十以上を占めているときであつて、  $\mathcal{O}$ て議決権を所有していない場合を含む。)に子会社以 意思と同一の 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、 つ、 技術、 前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場 取引等において緊密な関係があることにより自己 の内容の議決権を行使することに同意している 内容の議決権を行使すると認められる者及び自 (自己の 計 分外の他 算にお 人事

に該当する場合以下同じ。)により、契約等に基づいて共同で支配される企業四、複数の独立した企業(会社及び会社に準ずる事業体をいう。

5 以下 この 告示において 「財 務諸表作成会社」という。) 「関係会社」とは、 の親会社、 財務諸表を作成する会社 子会社及び関

連会社 並 びに財務諸 表作成会社が他の会社等の関連会社である場

合における当 この告示において、 該他の会社等をいう。 「自己株式」とは、 務諸

表提出 会社 が保

有する財務諸表提出会社の株式をいう。

第三条の二 び 次に掲げる事項は、 手続 乏しいものについては、 並 びに 財務諸表作成の 表示方法 貸借対照表の次に記載する。 (次条において「会計方針」という。 その記載を省略することができる。 ために採用している会計処理の ただし、 原則 重要 で 性 及

- 有価 証 一券の 評価基準及 び評価方法
- たな卸資産の評 価基準及び 評 価 方法
- 三 固定資 産の 減価 償却  $\mathcal{O}$ 方法
- 兀 延 資 産の 処理方法

Ŧī. 外貨建の資産及び負 債の 本邦 通 貨 0

- 六 引当金の 計上基準
- 七 収益及び 費用の計 上 基 準

八 その 他財 務諸表作成の ため  $\mathcal{O}$ 重 一要な事

一条の三 会計方針を変更した場合には、 掲 げ ·る事 項 を前 条

 $\mathcal{O}$ 規定により記載した事項の 会計 処 理の 原則 文は 手続を変更した場合には、 次に記載する。 その旨、

> $\mathcal{O}$ 理 表示方法を変更した場合には、 由 及び当 該変更が財務諸表に与えている影響 その旨及びその  $\mathcal{O}$ 内 容

第三条の 表等の 省令第五十九号。 用 兀 語、 財 様式及び作成方法に関する規則 務諸表において注記すべき事 以下 「規則」という。)の規定による。 項に (昭和三十八 ついては、 年 財 務

第三条の 規定により記載した事項と関係がある事項については、これと併 当であると認められるものを除き、 尾に記載することをいう。 規定により記載した事項の次に記載する。 注記に係る事 て記載することができる。 五. この告示の規定により記載すべき注記 項が記載されている財務諸 以下同じ。)として記載することが適 第三条の二及び第三条の三の 表中の表又は ただし、 は、 第三条の二の 計 脚 算書の 注 当: 末 該

2 場合には、 法によつて、 この告 示の規定により特定の 当 当該注記との関連を明らかにする。 該科目に記号を付記する方法その他 科目に関 係 がある注記 これに類する方 を記

章 損益計算書

四 に 分類して記載する。 条 収 益又は費用は 次に掲げる項目を示す名称を付

- 海運業 収 益
- 海 運業費用

変更

三 その 他 事 業収 益

兀 その 他 事業費用

七六五 般 管 収益 理 費

営業外

八 特別 営業外費用 利益

九 特 別 損 失

第五 2  $\mathcal{O}$ ては、 うちその 区分して記載する。 運賃は、 条 海 当 運 貨物運賃及び 該 金額が海運 業 収益 収益を示す名称を付 は、 ただし、 業収 運 その 賃、 益 貸船料 他  $\mathcal{O}$ 総額 その他収益として記載すべきも 運 賃 した科目を別に設けて記載する。 0 0) 及びその他海 百分の十を超えるものに 科目に区分して記載する。 運 業収 益  $\mathcal{O}$ 科 0  $\mathcal{O}$ 目

第六条 記載すべきもの 用 超えるも 設けて記: の 科目に区分して記載する。 海 記載する。 のについては、 運 業 費用 のうちその は、 運 当該費用を示す名称を付した科目 航 費、 金額が海運 船費、 ただし、 業費用の総 借船料及びその その他海運業費用として 額  $\mathcal{O}$ 百 他 分の十を 海 Iを別に 運 業 費

船舶減 分し、 運航費は、 価償却費及びその他船費の科目に区分して記載する。 船 費 んは、 貨物費、 船 員 費、 料 船舶消耗 費、 港費及びその他 品 費、 船舶! 保険 運 料 航 費の 船 舶 科 目 修 繕 に 費 区

> 第六条の二 角 海 運業費用  $\mathcal{O}$ 総 額 から 海  $\mathcal{O}$ 運 総額 業収 海 運業 が海 益 収  $\mathcal{O}$ 運 総 益 業収  $\overline{\mathcal{O}}$ 額 総 カ 額 5 益 を控 の総 海 運 業費用 除 額を超える場 た (額)  $\mathcal{O}$ 総 を 額 一合は、 海 を 運 控 業 . 除 利 した 海 運業 益 又 額

第七 そ  $\mathcal{O}$ 他 事 業収 益 は、 海 運 業以外  $\mathcal{O}$ 事 業に係る 収 益 を 事 業  $\mathcal{O}$ 

る。

種類ごとに

区

一分し、

当該

事

業の

名称を附

L

た科目をも

つて記載

す

は

海

運業損失として表示する。

第 八 種類ごとに区分し、 条 その 他 事業費用は、 当該事業の 海運業以 名称を附し 外の 事 業に係 た科目をもつて記載 る費用を事 業 す

る。

2 いては、 他 付 ごする。 事業費 前項の規 当 用 及び一 該 定により区分して記載され 事 \*業費用 般管理費の合計額の百 の内 \_訳を記: 載 た金 た 分の 明 一額が 細 書を + 海 を超えるもの 損 運業費用、 益 計 算 書 E そ 0

第八 除 る場合は、 除した額 入条の二 た額 (その をその その その 他 他事業費用 他事業収 他事業利 事業費用 益 0  $\overline{\mathcal{O}}$ 益  $\mathcal{O}$ 総額 総額 一又はその 総額からその が からその その 他 事 他 事業収 他事 業損失とし 他事業費用 業 収 益 益  $\mathcal{O}$ 7 総  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 表示する。 総 類を超え 総 総額を控 視額を

第八条の三 海 運 業利益又は 海運 業損失の 額にその他 事 業 和益 又は

して表示する。その他事業損失の額を加減した額を営業総利益又は営業総損失と

第九 失は、 経常的 に基づいて発生した債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損 条 通常 した科目を別に設けて記載する。 異常なものを除き一 に又は短期間  $\mathcal{O}$ 般管理 取 引 (当該会社 一費は、 に循 適当と認 環して発生する取引をいう。  $\mathcal{O}$ 般管理費として、 事業目的 めら  $\mathcal{O}$ れる科目に区分して記載する。 ための営業活動において、 当該費用 を示 以下同じ。 す名称

第九 加 業損失として表示し、  $\mathcal{O}$ 般管 えた額を営業損失とし 条の二 総額から営業総利益 理 費  $\hat{O}$ 営業総利益 総額 が営業総 又は営業総損失の の額  $\mathcal{O}$ て表示する。 額を控除 から一 利 益 の額を超える場合は、 般管理費の総額を控除 した額)を営業利益若しくは営 額に 般管理費の 般管理 いした額 総額 費 を

第十条 外収 当であると 証 名称を付した科目をもつて記載することができる。 目に区 券利 益 息、  $\mathcal{O}$ 営業外収益は、 総 分して記載する。 認めら 受取配当金、 額  $\mathcal{O}$ 百分の十以 れ るも 受取  $\mathcal{O}$ 有 下のもので一括して表示することが適 利 に ただし、 価証券売却益及びその他営業外収益 息 0 V (有価 7 は、 各収益のうちその金額が営業 証 当 |券利息を除く。)、 「該収益を一 括して示す 有  $\mathcal{O}$ 価

> 第十 で ことができる。 は、 理費として記載されるもの及び異常なものを除 倒 社 各費用のうちその金額が営業外費用 売却損及びその他営業外費用の 引当金繰入額又は貸倒損失 債 括して表示することが適当であると認められるもの 当該費用を 、発行費償却、 条 営業外費用は、 括して示す名称を付し 新株発行費償却、 支払利息、 (第九: 科目に区分して記載する。 条第二 0 創立費償却 社 総額の 債 た科目をも 利 一項の 息 百分の十 規定により一 社 < 開 債 0 業費償却、 発 て記載する 以 行 有価証券 について 下のも 差金償却 ただし、 般管 貸  $\mathcal{O}$ 券

第十一条の二 損失として 加 派減し、 次に営業外費用 表示する。 営業利益又は営業損失の額に、 0 総額を加 減し た額を経常 営業外収 利 益 益 又は  $\mathcal{O}$ 総 額 を

第十二条 他 |特別利益の科目に区分して記載する。 特 別 利 益は、 前 期 損 益修正益、 固 定資産 売却 益 及 いびその

害による損失及びその他特別損失の科目に区分して記載する。第十二条の二 特別損失は、前期損益修正損、固定資産売却損、災

第十二条の三 減 期 Ļ 純損失として表示する。 次に特別損失の総額を加 経常利益又は経常損失の 減した額を税引前 額 に、 特 別 当期 利 益 純  $\mathcal{O}$ 利 総 益 額を加 又は

第十二条の四 次の各号に掲げる項目の金額は、その内容を示す名

称を付した科目をもつて、税引前当期純利益又は税引前当期純損

失の次に記載する。

を課税標準として課される事業税をいう。次号において同じ。村民税をいう。以下同じ。)及び事業税(利益に関連する金額一 当該事業年度に係る法人税、住民税(都道府県民税及び市町

 $\mathcal{O}$ 

例による。

- 掲げる法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。) 二 法人税等調整額 (税効果会計の適用により計上される前号に
- 載する。
  目の金額を加減した金額は、当期純利益又は当期純損失として記2 税引前当期純利益又は税引前当期純損失に前項各号に掲げる項
- を付した科目をもつて記載する。 合には、 示することができる。 .乏しい場合には、 法人税等の更正、 第一 項第一 第一 号に掲げる項目の次に、 決定等による納 項 第 号に掲げる項目の金額に含めて表 ただし、 付税額又は還付 これらの金額の その内 1税額が 容を示す名称 がある場 重 要性

ことを示す名称を付した科目を別に設けて記載する。第十三条 引当金繰入額は、その設定目的及び引当金繰入額である

3

剰余

金

の配当は、

その

他

資

本剰

余金又は

その

他

利

益

剰

余

金

 $\mathcal{O}$ 

変

は、当該租税の種類を示す名称を付した科目を設けて記載する。2 前項の規定により税金引当額を区分して記載した場合において

動

事

由として表示する。

# 第十四条 削除

第十五  $\mathcal{O}$ 勘定科目 条 損益計:  $\mathcal{O}$ 内容は、 算書の様式 この章に定めるもの は、 別 表第一号 表の例 の外、 別表第十 に、 益計

第三章 株主資本等変動計算書

及び新株予約権に分類して記載する。第十六条 株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額

2 事業年度末及び当事業年度末の貸借対照表における純 す名称を付した科目をもつて記載する。 区 分及び科目と整合してい 株主資本等変動計算書は、 なければなら 適切な項目に区分し、 ない。 当該区分及び 資 科 該 産 目 項 は、 自を  $\mathcal{O}$ 部 前 示

当事業年度末残高に区分して記載する。第十七条 株主資本は、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び

- とに記載する。 2 株主資本に記載される科目の当事業年度変動額は、変動事由ご
- 4 動 当 事 期純利益金額又は当期 由として 表示する。 純損失金額は、 その 他 利 益 剰 余金  $\mathcal{O}$ 変

### 削 除

第十八条 業年度末残高、 科目ごとの記載に代えて、 その他利益剰余金は、 当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分し その他利益剰余金の合計額を前事 第十六条第二項の規定にかかわら

て記載することができる。

第四 章 貸借対照表

第一 節 総則

第二十四条

削 除

第十九条 《額及び当事業年度末残高に区分して記載する。 評価・ 換算差額等は、 前事業年度末残高、 当事業年度変

2 評価・換算差額等に記載される科目は、 当事業年度変動額を一

括して記載するものとする。

第二十条 評価・換算差額等は、 第十六条第二項の規定にかかわら

業年度末残高、 ず、科目ごとの記載に代えて、 当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分し 評価・換算差額等の合計額を前事

て記載することができる。

第二十五条 資産、 負債又は純資産は、 次に掲げる項目を示す名称

を付した科目に分類して記載する。

資産

流動資産

固定資産

有形固定資産

無形固定資産

投資その他の資産

操延資産

負債

固定負債 流動負債

三 純資産

一括して記載するものとす

2

る。

第二十一条

新株予約権は、

前事業年度末残高、

当事業年度変動額

及び当事業年度末残高に区分して記載する。

新株予約権の当事業年度変動額は、

株主資本

資本金

第二十二条 株主資本等変動計算書は、 別表第二号表の例による。

資本剰余金 利益剰余金

# 評価・換算差額等

## 新株予約権

## 第二節 資産

第二十六条 同じ。 金資産 内 立 短期貸付金を除く。 その他事業未収金、 年以内に取り崩されると認められるものに限る。 するもの 一替金を除く。 資産の科目に区分して記載する。 (貸借対照表日の翌日 )に費用となるべきものに限る。 (流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連 及び特定の資産又は負債に関 流 動資産は、 有価 短期貸付金 立替金 証券、 現金及び預金、 から起算して一 貯蔵品、 (株主、 (株主、 連しない繰延税金資産で一 )、代理店債権、 年以内の日 繰延及び前 役員又は従業員に対する 役員又は従業員に対する 受取手形、 )及びその他流 をいう。 払費用 海運業未収金、 繰 (一年 延税 以下

る。 5 条第二項及び第八百条第一項の規定により親会社の発行したもの られるも に限る。 親会社 て同じ。 株式 第四十条第二項第一 0 は、 のうち貸借 (会社法 流動資産 (平成十七年法 に親会社株 対照表日後 号及び第二号並びに第四十一条にお 式の科目をもつて別に記載 一年以内に処分されると認め 律第八十六号) 第百三十五 す

二十七条 削除

第二十八条 額が 資産  $\mathcal{O}$ 総額 その  $\mathcal{O}$ 他事業未収金として記載すべきも 百 分の一を超えるものについて は  $\mathcal{O}$ 0 うちその  $\mathcal{O}$ 金

を示す名称を付した科目を別に設けて記載する。

収金、 第二十九条 削除

第三十条 収収益、 の百分の一を超えるものについては、 科目を別に設けて記載する。 算勘定に 員又は従業員に対する立替金その他の短期債権 その ついては、 未決算勘定その他の流動資産 他流動資産として記載すべきもののうち、 当該未決算勘定 の内容を示す名称) 当該資産を示す名称 で、 その・ 金 額が資産の総 船 内 準 備 株 金、 (未決 主 額 役 未

# 第三十一条 削除

る。ただし、次に掲げる方法によることを妨げない。 他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載す目に対する控除科目として、当該各資産科目別に貸倒引当金その第三十二条 流動資産に属する資産に係る引当金は、当該各資産科

二 当該引当金を当該各資産の金額から直接控除した残高を当て記載する方法 当該引当金を当該各資産科目に対する控除科目として一括

L

各資産

金額として表示する方法

第三十三条 形 酒定資産の科目に区分して記載する。 両 及び 運 搬具、 有形固定資産は、 器具及び 備品、 船 舶、 土 地、 建 物、 建 構築物、 設仮勘定及びその 機械及び装置 他 有

第三十四条 を示 金額が資産の す 名称を その 附 総額の百 他有形固定資産として記載すべきもののうち、 た科目 分の一を超えるものについ を 別に設けて記載する。 ては、 当該資 そ

3

第三十五 る方法によることを妨げ 別に減価償却累計額の科目をもつて記載する。ただし、次に掲げ それぞれ当該資産科目 器具及び備品又はその他 条 船 舶、 建 物、 に対する控除科目として、 ない。 構築物、 有形固定資産に対する減価 機 械及び装置、 当該各資産科目 車両及び 償却累計額 運 搬 は 具

- 価償却累計額の科目をもつて一括して記載する方法 「該各資産の 減価償却累計額を当該各資産の 減 価 償却累計 金額として表示する方法 額を当該各資産 科目に対する控除 金額から直接控除 科 目として減 L た残高 を
- 第三十六条 定率法又は 第十八号表 運航距離  $\mathcal{O}$ 船 船舶 舶  $\mathcal{O}$ 減  $\mathcal{O}$ 比 種 価 慣却に 例 類 法) 0 欄に掲げる船舶にあ について 以外の償却の方法により行うことは には、 定額法又は定率法 つては、 定額法、 (別 表

できない。

2 航距離 額として償却する方法をいう。 し 距 価 た 額を 「離をいう。)を乗じて計算し 前 項 定単位 控除 0 (当該船舶に備え置かれた船用 運 L 航 . 当 た金額を当該 距 たりの金額に各事業年 離比例法とは、 船舶 当該 た金額  $\mathcal{O}$ 生涯 船 を当 度に 航 運 舶 海日誌に記入さ 航  $\mathcal{O}$ おける当該 該事業年 可 取 得価 能 距 離 額 度 で か  $\mathcal{O}$ 船 除 5 その 償 れた実測 舶 L 却 て計算  $\mathcal{O}$ 実運 残存 限 度

とする。 に掲げる船 運 |転における連続最大出 前項の生涯運航可能距離は、 舶 0 種類ごとに同 力時の .表に定める係数を乗じて計算し 当該船: 速力をいう。 舶 の最大航 に別表第十八号表 海 速力 (海上: 試

第三十七 削 除

第三十八 その 他無形 条 固定資産 無形固定資産は、 の科目に区 0) 分して記 れ ん 借 記載する。 地 権、 フ 1 ゥ Í ア 及び

2  $\mathcal{O}$ て記載する。 金額から直 各無形固定資産に対する減 接控除 その 控除残高を各無形固 価償却累計額は、 当該 定資 無 産 形  $\mathcal{O}$ 固 金額と 定 資 産

L

第三十九 産  $\mathcal{O}$ を示す名称を附した科目を別に設けて記載する。 金 額 が資 条 その 産  $\mathcal{O}$ 総額 他無形固定資産として記載すべきも の百 分の 一を超えるものについ 7 ののうち、 は、 当該資 そ

第四 第二十六条第一項の繰延税金資産を除く。 債権その他これらに準ずる債権、 役員又は従業員に対する長期貸付金、 1十条 科目に区分して記載する。 (株主、 投資その 役員又は従業員に対する長期貸付金を除く。 他 の資産は、 投資有価 長期前払費用、 破産債権、 証券、 )及びその 出資 再生債 繰延税金資産( 金、 他長期資産 長期貸 権、 株 更 生 主 付

を別に設けて記載する。 次に掲げる資産は、それぞれ当該資産を示す名称を付した科 目

株式を除く。 関係会社株式 以下同じ。 (売買目 的 有 価 証 券に該当する株式及び親会社 第四

関係会社社債

関係会社出資金

兀 関 係会社長期貸付 金

第四 のものは、 + 条 親 投資その他 会社株式 のうち第二十六条第二項に規定するもの 0) 資産に親会社株式の科目 をも つて別に 以

記載する。

第四十二条 示す名称を付した科目を別に設けて記載する。 配が資産 産、 年  $\mathcal{O}$ その 内に期限 総 額 他長期資産として記  $\mathcal{O}$ 百 分  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 到 来し を超えるも な 預金その 載すべきもののうち、 のについ 他の長期資産でその金 ては、 当該資産 投資

を

不

第四 一十三条 係る引当 金について準用 第三十二条の規定は、 でする。 投資その 他の資産に属 する資産

第四 十四 社債発行差金及び開発費の 条 繰延資産は、 創立 費、 科目に区分して記載する。 開業費、 新株発行 費、 債 発 行

接 控除 各繰廷資章 Ļ その 産に対する償却累計額 控除残高を各繰廷資産 は、 当該繰延資産の の金額として記載する。 金 並額 から 直

2

+

Ξ.

条

削

除

第四

+

六条及び

第四十

七

削

除

第四 十八 削 除

節

債

第四 事業税 払 れるものに限る。 負 産又は流 金、 人債に関 + 預り金を除く。 九 短期借入金  $\mathcal{O}$ 条 未払金、 連し 未払額をいう。)、 動負債に属する負債に関連するもの及び特定 流 ない 動負債は、 繰廷税金負 未払費用、 (株主、役員又は従業員 前 前受収 受金、 支払手形、 点債で 一 未払法· 繰延税金負債 預り金 年内に取り崩され 1人税等 海運 代理店債務 (株主、 業未払 からの短期 (流動資産 (法人税、 役員又は 金、 その ると認めら  $\mathcal{O}$ に属する資 住民税及び 借 1従業員 他事 資産又は [入金を除 (資産に 業未

第五十二条において同じ。)及びその他流動負債の科目に区分し係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。

# 第五十条 削除

て記載する。

名称を付した科目を別に設けて記載する。本の合計額の百分の一を超えるものについては、当該負債を示すに係る未払金、未払配当金その他の債務でその金額が負債及び資第五十一条 未払金として記載すべきもののうち、固定資産の取得

示す名称を付した科目に更に区分して記載する。第五十二条 引当金は、修繕引当金その他当該引当金の設定目的を

第五 その 設 役員又は けて記 十三条 を超えるものについて いては当該未決算勘 他 の流動負債でその 載する。 従業員からの短期借入金その他の短期債務、未決算勘定 その 他流 動 定の 負 は、 金額 債として記載すべきもの 内容を示す名称) 当該負債を示す名称 が :負債及び純資産の合計額の を付 した科目を別に のうち、 (未決算勘定に 百分の 株 主

第五十四条 削除

第五 第四十 税金負債 員 びその他 十五 からの長期借入金を除く。 九条の引当金を除 条 固 (第四十九条の繰延税金負債を除く。 定負債の科目に区分して記載する。 固定負債は、 社債、 ₹. 第五十八条において同 長期借入金 引当金 (資産に係る引当金及び (株主、 ľ 役員又は従業 負  $\mathcal{O}$ 0) れん及 繰延

に設けて記載する。 
2 関係会社からの長期借入金は、関係会社長期借入金の科目を別

産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に記載する。に掲げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資第五十六条第二十六条第一項に掲げる繰延税金資産と第四十九条

は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に記載する。げる繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又2 第四十条第一項に掲げる繰延税金資産と第五十五条第一項に掲

第五十七条 削除

する。

該引当金の設定目的を示す名称を付した科目に更に区分して記載第五十八条 引当金は、退職給付引当金、特別修繕引当金その他当

役員又は従業員からの長期借入金その他の固定負債でその金額が、第五十九条。その他固定負債として記載すべきもののうち、株主、

該 負債及び (債を示す名称を附 純資産の合計 額 した科目を別に設けて記載する。 0

百分の一を超えるものについ ては、 当 た  $\mathcal{O}$ 規定に 科目を別に かかわらず、 設けて記載する。 資本準備金の次に当該準備金

の名称を付

第五 る負ののれんがある場合には、 、ののれんとして無形固定資産又は固定負債に表示することがで + 九 条の二 第三十八条に掲げるの 両者を相殺した差額 れん及び第五十五 をの れ 条に掲げ ん又は

> 第六十三条 削 除

第六十四 余金を示す名称を付した科目をもつて記載する。 条 利 益剰余金は、 次に掲げる項目の区分に従 当該

利益準備 金

その他 利 益剰余 金

2 た科目を別に設けて記載する。  $\mathcal{O}$ 規定にかかわらず、利益準備 法律で定める準備金で利益準備金に準ずるもの 金の次に当該準備 は、 金  $\mathcal{O}$ 名称を付し 第二十五

3 定目的 その他利益剰余金は、 を示す科目又は繰越利 株主総会又は取締役会の決議に基づく設 益剰余金 の科目をも つて記載する。

条 自己 株式は、 株主資本に対する控除 項 目とし

第六十五

第六十五条の二 込 証拠金は、 金の次に自己 第二十五条の規定にかかわらず、 自己株式の処分に係る申込期日経過後に 株式の科目をもつて記載する。 自 己 株 式  $\mathcal{O}$ おける申 次に自

第二十五条 第六十五条の三 評価 換算差額等 は、 次に掲げる項目 0 区分に従

#### 匹 節 純資産

して記載する。 株主資本は、 資本金、 資本剰余金及び利 益剰余金に分類

資本金は、 資本金の科目をもつて記載する。

第六十一条 五. 込証拠金の科目をもつて記載する。 条の規定にかかわらず、 申込 期日経過 後における新株式申込証拠金は、 資本金の次に別に区分を設け、 第二十 新株式

申

第六十二条 余金の名称を付した科目をも 資本剰余金は、 次に掲げる項目の区分に従い、 つて記載する。

当該剰

資本準備金

本準備金に準ずるもの以 その他資本剰余 金 (資本準備金及び法律で定める準 外の 資本剰余金をいう。) 備 金 一で資

己

株式申込証

拠金の科目をもつて記載する。

2 法 律で定める準備金で資本準 備金に準ずるものは、

い、当該項目を示す名称を付した科目をもつて記載する。

一 その他有価証券評価差額金(純資産の部に計上されるその他

有価証券の評価差額をいう。)

り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。一 繰延ヘッジ損益(ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰

評価差額金いう。

三 土地再評価差額金(土地再評価法第七条第二項に規定する再

ただし、新株予約権に対する控除項目として新株予約権の次に自2.自己新株予約権は、新株予約権から控除しなければならない。第六十六条.新株予約権は、新株予約権の科目をもつて記載する。

第五節 雑則

己新株予

約

権の科目をもつて記載することを妨げない。

第六十七条 の勘定科目の 貸借対照表の 内 容 は この章に 様式 は、 定めるものの外、 別 表第三号表の例 別表第· 貸借 七号 対 照

第五章 附属明細表

の

例による。

一 海運業収益及び費用明細表

一 有価証券明細表

三 有形固定資産明細表

四 無形固定資産明細表

関係会社有価証券明細表

関係会社出資金明細表

六 五

七 関係会社貸付金明細表

八 社債明細表

九 長期借入金明細表

- 関係会社借入金明細表

十一 減価償却費明細表

十二 引当金明細表

号表までに定めるところによる。 前項各号の附属明細表の様式は、別表第四号表から別表第十

五.

記載を省略することができる。第六十九条、次の各号に掲げる場合には、当該各号の附属明細表の

券明細表 一有価証券の金額が資産の総額の百分の一以下の場合 有価証

二 有形固定資産の金額が資産の総額の百分の一以下の場合 有

形固定資産

明細表

形固定資 無形固· 産 定資産の 明 細 表 金 額 が 資 産  $\mathcal{O}$ 総 額  $\mathcal{O}$ 百 分の 以 下  $\mathcal{O}$ 場 合 無

兀 る貸付金 当該事業年度末及び直 の金額がそれぞれの事業年度末に . 前 事業年度 末におけ おける資産 る関 係 会 社 に対 総 額  $\mathcal{O}$ す

分の 五以 下の 場 合 関 係会社貸付金明細

五. 借入金の金額がそれぞれの事業年度末における負債及び資 額 合計額の千分の五以下の場合 百 当該事業年度末及び直前事業年度末における関係会社 当該 分の一以下の場合 がそれぞれの事業年 事業年度末及び 直 長期借入金明細表 度末における負債及び純資産の合計 前事業年度末における長期借 入金 か 額の 本 5  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 金

関係会社借入金明細

表

#### 第七 一 条 削 除

附 則

1 に係る財務諸表について適用し、 るものについては、 の規定を除く。) 第二十六条第一項、 新準則」という。 の告示による改正 は、 第三十三条、 なお従前の例による。 の規定 平成十八年五月一日以後終了する事業年度紀三十三条、第三十五条及び第四十条第一項 後の 海運企業財務諸表準則 (第三条の二第二号、 同日前に終了する事業年度に係 第三条の (次項に お 匹 7

2 する事業年度に係る財務諸表について適用し、 新準則 ・業年度に係るものに 項及び第五十九条の二の規定は、 第三条第四項第四号、 っい ては、 第三十八条第一 なお従前の例による。 平成十八年四月一日以 項、 同日前に開 第五 十 五 後開 始 する 条 第